

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版) ≪概要版≫

このたびの「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の観客席を有する施設に関する追補版）」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、特に劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（2012年版）」の内容を追補するものである。

1. 劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設全体の計画のポイント

(1) 建築計画の手順

- ア. 整備方針を設定する
- イ. 利用者の特性とニーズを把握する
- ウ. 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する
- エ. 建築主・施設管理者や興行主、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する
- オ. 火災や地震等、非常時の対応を考える
- カ. バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

(2) 建築計画の要点

- ア. 連続的な移動動線を計画する
- イ. 適切な寸法を計画する
- ウ. 高齢者、障害者等の客席・観覧席の選択可能性に配慮する
- エ. 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する
- オ. 認知性と操作性を確保する
- カ. 利用者特性に応じた人的配置を計画する

(3) 災害時の避難、誘導について

- ア. 避難時の認知性と安全性を確保する
- イ. 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する
- ウ. 火災時の避難施設を計画する
- エ. 避難・誘導のための人的配置を計画する

(4) 劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設の単位空間の設計

- ア. 駐車場
- イ. エレベーター、エスカレーター
- ウ. 便所、洗面所
- エ. チケット売場、窓口等
- オ. 売店・食堂
- カ. 水飲み器・自動販売機等
- キ. 休憩室・休憩スペース
- ク. 乳幼児等設備
- ケ. 避難設備・施設

2. 劇場、競技場等の客席・観覧席

■設計の考え方

- ・駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席までの円滑な移動、観劇・観覧
- ・複数の客席・観覧席の選択
- ・車いす使用者・客席観覧席からのサイトラインの確保
- ・視覚障害者や聴覚障害者が上演愛用等の情報を得るための情報提供設備等の設置
- ・高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさ 等

(1) 車いす使用者用の客席・観覧席

- ・車いす使用者用の席数は、施設内容や規模に応じ、客席総数の0.5~1%以上
- ・車いす使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置に分散して設置
- ・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮した車いす使用者のサイトラインを確保
- ・同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席を確保 等

(2) 一般・その他の客席・観覧席

- ・車いす使用者用客席へ至る通路に対して寸法、段差、照度、視認性等の視点で配慮
- ・多様な利用者が気がねなく観覧可能な区画された観覧室の設置 等

(3) 舞台等

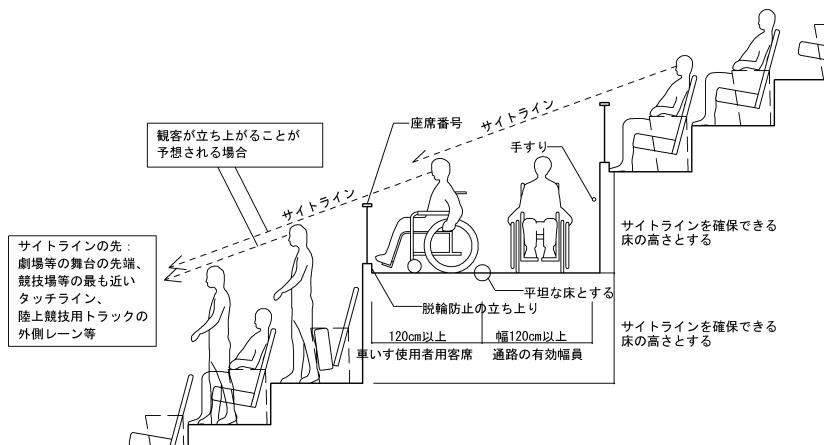
- ・客席・観覧席の通路から舞台への通路の段差等を解消
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したバックヤード（楽屋、控室、舞台への経路等） 等

(4) 音声・画像等による情報提供

- ・聴覚障害者に配慮した聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム等）の設置
- ・視覚障害者に配慮した音声による情報提供設備の設置
- ・舞台や客席等への設備設置スペースの確保 等

(5) 案内表示

- ・文字の大きさ、色づかい・コントラスト等に配慮したサイン・図記号の使用
- ・客席・観覧席の位置表示のわかりやすさへの配慮 等



図：サイトラインの確保を配慮した設計について